

○南会津町会津田島祇園公園条例施行規則

平成18年 3 月20日

規則第124号

(趣旨)

第1条 この規則は、南会津町会津田島祇園公園条例（平成18年南会津町条例第155号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用期間)

第2条 南会津町会津田島祇園公園（以下「祇園公園」という。）の供用期間は、4月1日から11月30日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得てこれを変更することができる。

(許可手続)

第3条 条例第6条第1項の規定による行為の許可又は変更の許可を受けようとする者は、祇園公園利用許可（変更許可）申請書（様式第1号）を10日前までに指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は前項の許可に際し、祇園公園利用（変更）書（様式第2号）を交付する。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年 3 月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の田島町あじさい緑地広場条例施行規則（昭和63年田島町規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第3条関係)

祇園公園利用許可(変更)申請書

年 月 日

指定管理者

申請人 住 所

団体名

氏 名

次により利用(変更)したいので許可(変更)申請します。

利 用 目 的 (集 会 の 名 称)					
利 用 日 時	年 月 日 ()	午前・後 午前・後	時から 時まで		
変 更 後 日 時	年 月 日 ()	午前・後 午前・後	時から 時まで		
制 限 区 分 (該 当 を ○ で 囲 む)	1 物品販売・頒布等 2 募金・署名運動等				
	3 写真・映画撮影等 4 その他()				
利 用 責 任 者 名 及 び 利 用 人 数	人数 人				
利用責任者の連絡先	自 宅 勤 務 先	電 話	—		
条 件 ・ 備 考 (変 更 内 容)					
受付月日	月 日	許可月日	月 日	許可番号	第 号

様式第2号(第3条関係)

祇園公園利用(変更)許可書

年 月 日

申請人 住 所

団体名

氏 名 様

指定管理者



南会津町祇園公園の利用(変更)を次により許可します。

利 用 目 的 (集 会 の 名 称)	
利 用 日 時	年 月 日() 午前・後 時から 時まで
変 更 後 日 時	年 月 日() 午前・後 時から 時まで
制 限 区 分 (該 当 を ○ で 囲 む)	1 物品販売・頒布等 2 募金・署名運動等 3 写真・映画撮影等 4 その他()
利 用 責 任 者 名 及 び 利 用 人 数	人数 人
利用責任者の連絡先	自 宅 電話 — 勤 務 先
許 可 条 件 (変 更 内 容)	1 祇園公園は、公共の広場ですから係員の指示に従って、利用すること。 2 万一設備、備品等を破損したときは、係員に連絡し、指示に従うこと。